

仙台白百合女子大学ボランティア基本方針（一部抜粋）

1. 基本方針のねらい

本基本方針は、ボランティア運営委員会規程に基づき、本学のボランティア活動を推進するための基本方針を定めるものである。

2. ボランティア活動の意義とねらい

本学におけるボランティア活動は、本学の建学の理念に基づき、教育活動の一環として位置づけられ、実施されるものである。

3. ボランティアの定義

- (1) 仙台白百合女子大学に係わる構成員によって組織され活動している個人または団体が自発的に行う非営利の社会的貢献活動、その他、本学が適当と認める活動。
- (2) 本学が想定するボランティアとは、実際に行動するものにかぎらず、本学が提供できる特有の奉仕（祈りや聖歌の歌唱など）、一般的な物資の供出や知的財産の供与、芸術、スポーツの出演も含まれる。
- (3) 無償を原則とするが、対価としては過小な場合は、有償のものもボランティアとして認定し、反対に、先方から一方的な条件に基づき、労働の提供を求められた場合は、ボランティアとは見なさない場合もある。

4. ボランティア支援金

仙台白百合女子大学ボランティア支援金は、ボランティア活動にかかる必要経費を対象とし、申請の採用の可否および支援金の額は、ボランティア運営委員会で審議する。

5. ボランティア活動の種類

- (1) 本学独自のボランティア活動
 - ・本学が企画するケース（たとえば国際ボランティア）
 - ・本学が大学として他のボランティア活動に協力するケース（たとえば学生会として参加するボランティア）
 - ・本学が大学として被災地域等からの要望に応えるケース（その他を含む）
- (2) 教職員やゼミ等によって行われるボランティア活動（震災ボランティアを含む）
- (3) 学生課が窓口となって他機関・他組織より協力依頼を調整する従来型のボランティア活動への参加
- (4) 本学の関連団体・学校等からの依頼によるボランティア支援活動等（震災ボランティアを含む）
- (5) その他の本学教職員・学生が関与するボランティア活動

6. ボランティア活動の実施体制

- (1) ボランティア運営委員会は、本学のボランティア活動の基本方針及び毎年度の活動計画を策定する。さらに、調整会議から上がってきた個別の課題の解決にあたる。
- (2) 調整会議は、基本方針及び実施計画の下で、本学のボランティア活動を具体的に推進・調整すると同時に、本学の具体的なボランティア活動の把握に努め、関係者間の調整を行うと共に、必要に応じ外部との窓口になる。